

香川県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第7号

香川県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第21条第6項の規定に基づき、香川県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公安委員会は、委員に委員としてふさわしくない非行があると認める場合又は委員が心身の故障等のため職務の執行ができないと認める場合においては、これを解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第4条 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、日額9,000円の報酬を支給する。

2 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による6級の職務の級にある者の例による旅費を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(雑則)

第5条 法及びこの条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。